教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

（平成２９年度事業対象）

平成３０年８月

新ひだか町教育委員会

はじめに

平成１９年６月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）が改正され、平成２０年度から、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、教育委員会自らが点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられました。

このことから、事務・事業の点検・評価により課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の一層の推進を図ることを目的として、平成２９年度において教育委員会が実施した全ての事務・事業の執行について内部評価を行い、さらに、「教育行政評価委員会」の外部評価委員による点検・評価を経て、報告書を作成しました。

本報告書により、教育委員会の行う事務・事業に対しまして一層の御理解をいただくとともに、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

＜目　次＞

１　教育委員会の会議及び審議内容 …… 1

２　教育行政執行状況の全体評価等 …… 4

３　事業評価及び今後の事業の方向性 …… 12

（１）管理課所管の点検評価シート …… 13

（２）社会教育課所管の点検評価シート …… 32

（３）体育振興課所管の点検評価シート …… 47

（４）ライディングヒルズ静内所管の点検評価シート …… 59

（５）図書館所管の点検評価シート …… 60

（６）博物館所管の点検評価シート …… 63

（７）学校給食センター所管の点検評価シート …… 68

４　関係資料 …… 71

（１）新ひだか町教育大綱 …… 72

（２）教育委員会所管の施設概要

① 小中学校設置状況 …… 74

② 社会教育・社会体育関係施設 …… 75

（３）教育委員会事務局組織図 …… 78

（４）平成 29 年度事業教育行政評価の経過 …… 79

（５）新ひだか町教育行政評価委員会規則 …… 80

（６）新ひだか町教育行政評価委員会委員名簿 …… 83

教育委員会の会議及び審議内容

教育委員会の会議及び審議内容

回数	年	月	日	項 目	内 容
1	29	4	26	報 告	区域外就学等の状況について
					新ひだか町立学校評議員の委嘱について
					新ひだか町奨学生選考委員会委員の委嘱について
					新ひだか町学校開放事業管理指導員の委嘱について
				その他	新ひだか町立学校再編整備検討委員会への諮問事項（案）について
					「家庭学習強化週間」について
2	29	5	18	報 告	新ひだか町教育委員会教育長職務代理者の指名について
					区域外就学等の状況について
					新ひだか町教育行政評価委員会委員の委嘱について
					新ひだか町教育表彰審議会委員の委嘱について
					新ひだか町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
					新ひだか町社会教育委員の委嘱について
				議 事	新ひだか町立学校再編整備検討委員会委員の委嘱について
					新ひだか町立学校再編整備検討委員会への諮問事項について[諮問]
				その他	平成２９年度平日の放課後学習サポート実施要領（案）について
					小中学校運動会・体育大会の日程について
					新ひだか町総合町民センターはまなすオープニングセレモニーについて
3	29	6	8	報 告	区域外就学等の状況について
					新ひだか町教育支援委員会委員の委嘱について
				議 事	平成２９年度新ひだか町奨学生及び奨学資金貸付者の決定について[諮問・答申]
					平成２９年度一般会計予算６月補正について
				その他	夏期公設学習塾の開催について
					新ひだか町立学校再編整備検討委員会の経過について
4	29	9	1	報 告	区域外就学等の状況について
					平成３０年度に使用する小学校及び中学校用教科用図書並びに学校教育法附則第９条図書の採択について
					教育上特別な取扱を要する児童・生徒の教育措置の決定について
				議 事	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成２８年度事業対象）について[諮問・答申]
					平成２９年度全国学力・学習状況調査結果の「北海道版結果報告書」への掲載について
				その他	放課後学習サポートの中間報告について
					夏期公設学習塾の実施報告について
					北海道学校保健研究大会の開催について
					ピロリ菌検査（１次検査）の結果報告について
					フッ化物洗口の実施状況について
					その他（部活動指導員について、学校図書運営支援の状況について、奨学金制度の改正の検討について）
5	29	10	6	報 告	区域外就学等の状況について
				議 事	平成２９年度新ひだか町教育委員会表彰の決定について[諮問・答申]
					新ひだか町教育委員会表彰規則の一部を改正する規則制定について
6	29	10	31	報 告	区域外就学等の状況について
					平成２９年度全国学力・学習状況調査の結果について
				その他	静内真歌地区の埋蔵文化財包蔵地における工事の経過について
7	29	12	1	報 告	区域外就学等の状況について
					いじめ・不登校等の実態状況について
				議 事	新ひだか町教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について
					新ひだか町教育委員会会議傍聴人規則の全部を改正する規則制定について
					平成２９年度一般会計予算１２月補正について
				その他	冬期公設学習塾の開設について
					静内小学校煙突断熱材（アスベスト）の飛散防止対応について

教育委員会の会議及び審議内容

回数	年	月	日	項 目	内 容
8	29	12	27	報 告	平成２９年度一般会計予算１２月補正について
				議 事	新ひだか町教育委員会職員の人事異動について
9	30	1	26	報 告	区域外就学等の状況について
				議 事	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の教育措置の決定について
					平成２９年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の公表について
					新ひだか町学校教育基本構想（案）について
				その他	「新ひだか町家庭学習強化週間」（第二期）を終えて
					冬期公設学習塾を終えて
					高等学校修学支援事業の拡充について
10	30	2	22	報 告	区域外就学等の状況について
				議 事	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の教育措置の決定について
					平成２９年度新ひだか町教育委員会表彰の決定について[諮問・答申]
					平成３０年度教職員人事異動の内申について
					平成２９年度一般会計補正予算（３月補正）について
					平成３０年度一般会計予算について
				その他	教職員の時間外勤務の縮減に向けたタイムカードの試行結果について
					教職員のストレスチェックの結果について
					新ひだか町立学校再編整備検討委員会の経過等の報告について
					平成２９年度小中学校卒業式の出席分担について
11	30	3	16	議 事	新ひだか町教育委員会職員の人事異動について
12	30	3	26	報 告	区域外就学等の状況について
					平成２９年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
				議 事	新ひだか町立中学校部活動指導員に関する規則制定について
					新ひだか町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について
					新ひだか町教育委員会表彰規則及び新ひだか町教育行政評価委員会規則の一部を改正する規則制定について
					新ひだか町高等学校通学費等助成金支給規則を廃止する規則制定について
					平成３０年度新ひだか町学校給食費負担金の額の決定について[諮問・答申]
					新ひだか町立学校再編整備検討委員会からの中間報告に関する町民意見の募集について
					新ひだか町教育委員会職員の人事異動について
				その他	就学援助費新入学準備金の入学前支給について
					平成３０年度小中学校入学式の出席分担について

教育行政執行状況の全体評価等

教育行政執行方針の推進状況

新ひだか町教育委員会は、「未来社会を生きる『確かな学力』『豊かな心』『健やかな体』の調和のとれた人づくり」、「生涯を通して生きがいをもち実りある人生を創る豊かな学びの環境づくり」の 2 点の基本目標を実現するため、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しつつ、教育行政の担い手として、より高い使命感をもって教育の充実を目指し、町と一体となった取組を進めました。

現在の子どもたちが生きる未来社会は、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展に加え、情報技術の急速な発達など、加速度的に社会が変化していくことが明らかです。

このような社会の中で、主体的に学び続け、自らの能力を引き出しながら、生きていく力を身に付け、将来の担い手としての強い意志や高い意欲をもった人へと成長させることが、新ひだか町の教育に課せられた重要な責務です。

このため、人格の完成を目指すという教育の目的を踏まえつつ、新ひだか町ならではの自然、歴史、文化、産業などの教育資源を活かした特色ある教育活動を展開する中で、ふるさとへの愛着と誇りを培い、自立し、多様な他者と協働しながら新たな価値を創り出していくために必要な資質・能力を高めることに努めました。

平成 29 年度における教育費の当初予算は、11 億 3 千 466 万円（新ひだか町一般会計予算 160 億 6 千 384 万 4 千円の 7.06%）で、平成 29 年度 3 月補正予算までに、1 千 835 万 1 千円を増額補正し、予算総額は 11 億 5 千 301 万 1 千円となり、その結果、前年度予算額に比べ 5 千 503 万 6 千円、4.56%の減額となりました。

また、教育費全体の決算総額は、11 億 3 千 291 万 649 円、執行率は 98.26%であり、各項別の支出額と教育費に占めるそれぞれの割合は下表のとおりです。

款	項	支出額（円）	割合（%）
教　育　費		1,132,910,649	100.0
	1. 教育総務費	248,474,343	21.9
	2. 小 学 校 費	138,041,112	12.2
	3. 中 学 校 費	92,281,752	8.2
	4. 社会教育費	274,026,973	24.2
	5. 保健体育費	173,491,601	15.3
	6. 学校給食費	206,594,868	18.2

学校教育の充実

学校教育においては、急速に変化するこれからの社会を見据え、子どもたちに生涯学習の基礎を培うため、基礎・基本の確実な定着と、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の資質・能力及び主体的に学習に取り組む態度を養うことが極めて重要です。

また、自己の生き方を考え、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、健康を保持増進するための実践力や体力の向上により、明るく豊かな生活を営む態度を育てることが大切です。

このことを踏まえ、各学校において法令や学習指導要領に基づき、適切な教育課程を編成・実施し、その評価・検証・改善を通して、子どもたちに「生きる力」が着実に育まれるよう施策の推進に努めました。

また、少子化による児童生徒数の減少と小・中学校施設の老朽化が進んでいる状況から、当町の地域性を踏まえた学校の適正規模、適正配置及び施設整備に関する再編整備の推進に取り組みました。

学校経営の充実

学校経営の充実のためには、校長が「育てたい子ども像」を明確に示し、優れたリーダーシップのもと、「チーム学校」として組織的に質の高い教育活動を展開するとともに、マネジメントサイクルに基づく学校評価を適切に行い、学校経営の改善に活かし、学校間及び地域との連携によって、より一層開かれた信頼される学校づくりを進めていくことが必要です。

このことを踏まえ、学校の責任者である校長をしっかりとサポートし、教職員が積極的に教育活動に取り組むことができるよう教育環境を整備するとともに、組織体として機能する学校づくりが推進されるよう様々な機会を通して指導・支援を行いました。

また、地域とともにある学校づくりを目指し、保護者や地域住民が学校運営に参画して学校と地域が連携・協働するコミュニティ・スクールなどの導入について検討し、地域とともにある学校づくりを始めました。

教育課程の充実

教育課程の充実のためには、カリキュラムマネジメントを確立し、子どもたちの実態を踏まえ「知・徳・体」の調和のとれた指導計画のもとで教育活動を展開し、常に評価・改善を行い、より質の高い教育活動へと改善していくことが必要です。

また、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を通して「ふるさと新ひだか町」への愛着と誇りを培い、町の将来の担い手としての資質・能力を高めていくことが必要です。

このことを踏まえ、教育課程の適正な管理を進め、教育課程ヒアリングや学校訪問を通して実施状況を把握するとともに、各学校が新学習指導要領についての研修を深め、新しい教育課程への円滑な移行が図られるよう指導・助言に努めました。

また、地域の人材や施設などが、キャリア教育を含めた学校のすべての教育活動に有効に活用されるよう連携協力や情報提供等に努めました。

学習指導の充実

学習指導の充実のためには、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査等の結果・分析を踏まえて「学校改善プラン」を策定し、全教職員の共通理解のもと、授業改善や家庭学習習慣の確立を進めていくことが大切です。

特に、授業改善においては、学習環境を整え、授業の課題やねらいを明確にした問題解決的な学習過程を通して、主体的・対話的で深い学びを実現できるようにすることが必要です。

このことを踏まえ、全国学力・学習状況調査や標準学力検査を実施し､その結果を確実に学習指導の改善に活かすよう指導･助言に努め､標準学力検査の補充資料「アシストシート」などの積極的な活用を奨励しました。

また、学びの質の向上を図るため、ＩＣＴ（情報通信技術）環境の整備を進めるとともに、学力向上推進会議を開催し、各学校での取組や他の地域での優れた実践に学ぶ機会を設け、学校間連携の強化により、学力向上策の充実に努めました。

さらに、全ての小中学校の図書館（室）にコンピュータを導入し、管理運営のシステム化を行うとともに、各学校に学校司書を派遣し、読み聞かせの実施や図書委員会活動への支援など読書活動を一層推進したほか、学校の休日や長期休業中を活用した子どもたちへの学習サポートにより、家庭学習習慣や生活リズムの改善に努めました。

生徒指導の充実

生徒指導の充実のためには、いじめ等の問題行動に適切に対応する生徒指導体制のもと、児童生徒理解を基盤とした望ましい人間関係を確立し、自己決定や自己有用感、自己存在感を重視した指導を通して、自分をコントロールする力を育んでいくことが必要です。

このことを踏まえ、生徒指導の機能を生かした教育活動の展開を促すとともに、いじめ等の発生状況を的確に把握し､「北海道いじめの防止等に関する条例」に従って取組を進め、各学校が自校の「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ等の未然防止や早期対応が適切かつ迅速に行われるよう指導・助言に努めました。

また、スマートフォンやインターネットにおけるネットモラルの指導が徹底されるよう関係機関と連携し、取組を進めました。

不登校対策については、担当職員の配置やスクールカウンセラーの活用、ケース会議の開催などの相談体制を整え、学校や家庭の支援を行いました。

健康安全教育の充実

健康安全教育の充実のためには、生涯にわたって健康で安全な生活を送るために必要な資質・能力を育成し、安全で安心な社会づくりに貢献する態度を培うことが必要です。

また、体力・運動能力の向上に継続的に取り組むとともに、健康の基盤である望ましい食生活と食習慣を身に付けさせる食育の指導に努めることが必要です。

このことを踏まえ、健康安全に関する指導状況を把握し、的確に指導・助言を行うとともに、各学校が関係機関や団体との連携による防犯教室の開催や防災教育の推進を通して、健康安全指導が徹底されるよう促しました。

また、町と連携し、希望する中学２年生を対象としたピロリ菌検査と、全小学校でのフッ化物洗口を実施しました。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、「体力向上プラン」による「１校１実践」の取組などの推進や各学校で行う体力・運動能力向上への取組に、地域の人材や教育委員会職員を派遣しての指導・支援を行うとともに、啓発活動などを通した町ぐるみによる「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進しました。

学校給食では、地場産物を積極的に使用し、栄養バランスの整った給食と、安心・安全な給食を提供するための管理体制の充実に努めるとともに、食への感謝の心をもち食文化への理解を深める食育を栄養教諭が中心となって推進しました。

また、北海道学校保健研究大会を当町が主管して開催し、その成果を健康安全教育の充実に資することができるよう努めました。

特別支援教育の充実

特別支援教育の充実のためには、個別の指導計画と個別の教育支援計画に基づいて、学校・家庭・関係機関が連携を図り、インクルーシブ教育の構築を目指し、適切な指導・支援を行うことが必要です。

このことを踏まえ、特別支援教育担当教員の研修参加を積極的に促し、専門的な指導力の向上を図るとともに、特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの障がいの状況と教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援が行われるよう努めました。

また、北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校や医療機関等との連携を図り、諸検査の実施や教育相談及び教育支援委員会の開催を通して適切な就学指導を進めました。

心の教育の充実

心の教育の充実のためには、道徳教育推進教師を中心に新学習指導要領の趣旨に基づいた全体計画及び指導計画を整備し、授業を「考え議論する道徳」へと転換するなどして道徳教育の改善・充実を図り、子どもの道徳性を高めていくことが必要です。

このことを踏まえ、「特別の教科道徳」に即した道徳の授業及び評価の実施を促すとともに、各学校の授業実践を集約した実践記録集の作成を継続し、共有する中でよりよい実践に活用することができました。

また、町内の学校での道徳の公開授業の実施や道徳教育推進教師等を全道規模の研究大会や研修会に派遣し、研修成果の還流を図るなど研修の充実に努めました。

さらに、各学校に対し、文部科学省発行の「私たちの道徳」の活用を促し、教育活動の充実はもとより、保護者の道徳教育への関心が高められるよう努めました。

教職員の指導力の向上

教職員の指導力の向上のためには、子どもの学びの質的向上につながる確かな理論に基

づいた校内研究・校内研修を計画的に推進し、公開授業や公開研究会を行い広く意見を求め、指導方法の工夫改善を積み重ねるとともに、教職員が学校の研究テーマやライフステージに応じた校外研修に積極的に取り組むことが必要です。

このことを踏まえ、公開研究会の開催及び参加を奨励するとともに、教育局の義務教育指導監及び指導主事による学校訪問や教育委員会指導主事をはじめとする職員の派遣を行い、各学校の実態を把握し、指導・助言に努めました。

また、教職員が学校在職期間中に２回以上は道立教育研究所や日高教育研究所の研修講座、北海道教育委員会や日高管内教育委員会連絡協議会の主催する研修会に参加するよう促すとともに、複雑化・多様化する学校の課題に対する計画的な研修への参加を奨励・支援しました。

社会教育・社会体育の充実

社会教育・社会体育においては、町民の誰もが生涯を通して芸術文化やスポーツに親しみ、健康で心豊かな生活を送ることができる生涯学習社会の実現を目指すことが重要です。

そのためには、学校・家庭・地域及び関係機関・団体が連携し、学ぶことやスポーツすることの喜びを味わうとともに、活動の成果を発揮することができる環境づくりを進めることが大切です。

このことを踏まえ、読書に親しむ機会の拡充や創作・発表などを行う芸術文化活動及び「生涯スポーツの町」としてのスポーツ活動を通して、地域の中で健康で生き生きとした生活が送られるよう、社会教育・社会体育の事業及び施策の推進に努めました。

社会教育活動の充実

社会教育活動の充実のためには、町民一人ひとりが生涯を通して積極的に学び続け、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりが必要です。

このことを踏まえ、少年教育事業として「わんぱくチャレンジスクール」や「週末キッズスクール」などを実施し、子どもたちが自ら学び続ける意欲を養うとともに、事後研修を通してジュニアリーダー育成に努めました。

「家庭教育学級」や「子育てセミナー」では家庭・学校・地域の連携を図りながら子どもたちの健全育成とあわせ、総合的な子育て支援となるよう事業の充実に努めました。

また、町民の多様な学習活動の促進に向けては、学習ボランティアなど地域にある社会教育の資源を活用した体験学習、趣味や教養に係わる学習機会の拡充を図るとともに、後継者の育成を含め各種関係団体やサークル活動の活性化に努めました。

さらに、公民館をはじめ社会教育施設の計画的な整備を図りながら、新たな拠点施設となった総合町民センター「はまなす」の施設の特性を活かした活用の促進に努めました。

芸術文化活動の充実

芸術文化活動の充実のためには、心豊かに暮らせるよう、文化団体やサークル活動など自主的な活動を活性化するとともに、芸術文化の鑑賞及び発表の機会を確保することが必

要です。

このことを踏まえ、団体・サークル活動の活発化や後継者及び指導者の育成のため積極的な支援に努めました。

また、町民が優れた芸術に触れる機会の拡充のため「芸術鑑賞事業」や「芸術鑑賞バスツアー」を開催しました。

さらに、町民の発表機会の拡充を図るため「町民芸術祭」など町民が主体となった事業を展開しました。

文化財保護・保存活動の充実

博物館は、先人が遺した郷土資料の保存管理に努めるとともに、企画展・講座・観察会などを通して、郷土の自然・歴史・文化に関する多様な学習機会を提供することができました。

とりわけ、日高本線の全線開通 80 周年を記念した特別展「日高の鉄道」では、関係各機関の協力により、日高本線にゆかりのある貴重な資料を展示することができ、多くの町民や熱心な鉄道ファンの高い関心を集め、親しみながら地域の歴史を学ぶ機会を提供することができました。

また、文化財の保護・保存については、資料の収集及び調査研究に努めるとともに、関係団体と連携して国・道指定史跡の保存管理を行いました。

図書館の充実

図書館は、本館、分館共にブックスタート事業に取り組み、７ケ月の乳児とその保護者に絵本を配付し、育児支援及び乳幼児期からの読書習慣の形成の大切さについて啓発を行いました。

また、年間を通して、各年齢層に合わせた多様な事業を開催し、多くの参加を得ることができました。特に、総合町民センター内に新たに開館した三石分館においては、映画鑑賞会や他町との共同で移動プラネタリウムを招致するなど、新規事業に数多く取り組み、図書館利用者の増につなげることができました。

スポーツ振興の充実

スポーツ振興の充実のためには、町民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康な心とからだをつくり、互いに手と手をとり合って、明るく元気な町を築くため、子どもから高齢者までのすべてが日常的にスポーツに接することができる環境づくりが必要です。

このことを踏まえ、体力や年齢に応じたスポーツ教室を実施し、幼年期からスポーツに親しむ習慣づくりに努めるとともに、仲間や友人と気軽に参加できる各種スポーツ大会を実施しました。

また、当町で開催される「第３２回全日本壮年ソフトボール大会北海道予選会」への支援や合宿の誘致により、スポーツ交流人口の拡大と町内におけるスポーツの活性化に努めました。

そのほか、既存の体育施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設全般のあり方について検討しました。

ライディングヒルズ静内は、誰もが気軽に馬との触れ合いや乗馬ができる施設として、更に活用方法を検討するなど有効利用に努めました。

関 係 資 料

（１）新ひだか町教育大綱

（２）教育委員会所管の施設概要

①小中学校設置状況

②社会教育・社会体育関係施設

（３）教育委員会事務局組織図

（４）平成２９年度事業教育行政評価の経過

（５）新ひだか町教育行政評価委員会規則

（６）新ひだか町教育行政評価委員会委員名簿

新ひだか町教育大綱【平成３０年３月策定】

Ⅰ　大綱の位置づけ

新ひだか町教育大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成２７年１２月に策定しています。現教育大綱は、現在の新ひだか町総合計画を踏まえた内容としており、期間についても総合計画の終期と合わせ平成２９年度末までとしていることから、平成３０年度に向け、新たな教育大綱を定める必要があります。

新ひだか町では，平成３０年度、新ひだか町第２次総合計画を策定しましたが、総合計画には，教育の振興に関する総合的な施策も含んでおり，その点では，教育大綱と内容的には同じものです。

そのため，総合教育会議にて協議・調整した結果，町の教育に関する施策の根本となるものであることから、本計画に定める教育に関する「基本目標」及び「基本施策」を「新ひだか町教育大綱」と位置付け、「同計画の教育に関する部門別計画（第２章第５節）をもって，新ひだか町教育大綱とすることといたしました。

Ⅱ　大綱の期間

大綱の期間は、新ひだか町第２次総合計画の期間等を踏まえ、第２次総合計画の前期実施計画の期間と同じ，平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日までの４年間とします。

Ⅲ　大綱の基本目標

「町の将来を支える心豊かな人づくり」

子ども達が豊かな心を持って学ぶことができるよう、よりよい教育環境づくりを進めるとともに、地域文化の保存・伝承や生涯学習機会の確保・充実に努めながら、地域を支える人づくりを進めます。

Ⅳ　大綱の基本方針

新ひだか総合計画に基づき、以下に掲げる４つの基本方針の推進に取り組んでいきます。

１．学校教育等の充実

２．社会教育の充実

３．アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業の推進

４．スポーツ振興の充実

Ⅴ　大綱の基本目標達成に向けた取組

この大綱の基本目標を着実に達成するため、新ひだか町総合計画の基本事業に基づき実施する重点施策を毎年度当初に「新ひだか町町政執行方針」としてまとめます。

教育委員会所管の施設概要(小中学校設置状況)

(平成29年5月1日現在)

(単位：人)

学校名	所在地 (日高郡新ひだか町)	設置年度	校舎建築	大規模改造	耐震化	平成２８年度					平成２９年度					比較				
						児童数	うち特別支援	学級数	うち特別支援	教職員数	児童数	うち特別支援	学級数	うち特別支援	教職員数	児童数	うち特別支援	学級数	うち特別支援	教職員数
高静小学校	〒056-0005 静内こうせい町2-9-1	M 5	S47	S47 H4-7	H22	523	13	21	4	31	528	16	20	4	31	5	3	▲ 1	0	0
静内小学校	〒056-0004 静内緑町3-5-1	S37	S53,55		H22	184	3	8	2	14	186	5	8	2	13	2	2	0	0	▲ 1
山手小学校	〒056-0024 静内山手町5-16-1	S54	S54		H22	125	2	7	1	12	120	3	8	2	12	▲ 5	1	1	1	0
桜丘小学校	〒056-0144 静内田原562-2	S61	S61		－	64	1	7	1	12	61	0	5	0	8	▲ 3	▲ 1	▲ 2	▲ 1	▲ 4
東静内小学校	〒059-2561 東静内328	M30	S48	H8,9	－	42	2	6	2	10	37	2	6	2	9	▲ 5	0	0	0	▲ 1
三石小学校	〒059-3108 三石本町222-1	M21	S61-63		－	146	8	9	3	15	151	10	9	3	17	5	2	0	0	2
小学校 計6校						1,084	29	58	13	94	1,083	36	56	13	90	▲ 1	7	▲ 2	0	▲ 4
静内中学校	〒056-0024 静内山手町1-9-1	S22	H11		－	242	4	10	2	21	227	5	9	2	17	▲ 15	1	▲ 1	0	▲ 4
静内第三中学校	〒056-0002 静内神森60	S57	S56		－	246	8	11	3	21	226	6	9	3	18	▲ 20	▲ 2	▲ 2	0	▲ 3
三石中学校	〒059-3107 三石旭町96-1	H15	H16		－	86	6	7	4	16	80	4	6	3	15	▲ 6	▲ 2	▲ 1	▲ 1	▲ 1
中学校 計3校						574	17	33	8	58	533	17	33	8	50	▲ 41	▲ 3	▲ 4	▲ 1	▲ 8
小中学校 計9校						1,658	46	91	21	152	1,616	53	89	21	140	▲ 42	4	▲ 6	▲ 1	▲ 12

教育委員会所管の施設概要（社会教育・社会体育関係施設）

（平成30年3月31日現在）

施設名	所在地（新ひだか町）	電話・ﾌｧｯｸｽ番号	設置年度	施設概要	開館時間	休館日	開設期間	利用状況		
								２８年度	２９年度	比較
新ひだか町公民館	静内古川町1丁目1番2号	TEL 42-0075 FAX 42-2562	S62	構造：鉄筋コンクリート造3階建、床面積：3,656.597㎡、会議室（大会議室、研修室、サークル活動室、音楽室兼視聴覚室、美術工芸室）	9時～22時	毎月第1・3月曜日（その日が祝祭日のときはその翌日）、年末年始	通年	50,404人	46,564人	▲ 3,840人
新ひだか町コミュニティセンター	静内古川町1丁目1番2号	TEL 42-0075 FAX 42-2562	S62	構造：鉄筋コンクリート造3階建、床面積：1,433.760㎡、会議室（大集会室、集会室、娯楽室、遊戯室、小集会室、休養室音楽室兼視聴覚室、美術工芸室）	9時～22時	毎月第1・3月曜日（その日が祝祭日のときはその翌日）、年末年始	通年	36,722人	36,102人	▲ 620人
新ひだか町博物館	静内山手町3丁目1番1号	TEL 42-0394 FAX 42-5150	H26	構造：鉄筋コンクリート造平屋建 床面積：建物延床面積2,856.44㎡のうち、博物館757.79㎡、図書館との共有ゾーン672.09㎡	10時～18時	毎週月曜日、祝日の翌日、資料整理日、年末年始	通年	12,144人	12,258人	114人
新ひだか町アイヌ民俗資料館	静内真歌7番地の1	TEL 43-3094 FAX兼	S57	構造：鉄筋コンクリート造 床面積：は357.700㎡ 展示室	9時～17時	毎週月曜日、祝日の翌日	5/1～11/30	3,023人	3,034人	11人
新ひだか女性センター・みらい	静内青柳町2丁目2番1号	TEL 42-7700 FAX 42-7701	S55	構造：鉄筋コンクリート造2階建 床面積：1,178.745㎡ 会議室（第1,2,3会議室、研修室、第1,2和室、調理実習室、託児室）	9時～17時	毎週月曜日 年末年始	通年	6,407人	1,251人	▲ 5,156人
三石陶芸会館	三石旭町96番地1	TEL 33-2222 FAX 33-2119	H16	床面積：90.99㎡ 電気陶芸釜2基 ガラス工芸電気炉1基等	9時～21時	なし	通年	311人	347人	36人
新ひだか町図書館	静内山手町3丁目1番1号	TEL 42-4212 FAX 42-5150	H27	床面積（専有部分）：1,426.56㎡ 収蔵可能冊数：12万冊、開架フロア、ブラウンジングコーナー、視聴覚資料視聴ブース、対面朗読室、インターネット検索端末	10時～18時	毎週月曜日・祝祭日の翌日・年末年始	通年	貸出冊数137,774冊	貸出冊数128,206冊	▲9,568冊
新ひだか町図書館三石分館	三石本町212	TEL 33-2051 FAX 33-2119	H29	床面積（専有部分）：338.0㎡ 収蔵可能冊数：3万冊、開架フロア、ブラウンジングコーナー、視聴覚資料視聴ブース、インターネット検索端末	10時～18時	毎週月曜日・祝祭日の翌日・年末年始	通年	貸出冊数14,795冊	貸出冊数15,521冊	726冊
静内体育館	静内古川町1丁目1番3号	TEL 42-0048 FAX 42-0396	S43	アリーナ～ﾊﾞﾚｰ;2面、ﾊﾞｽｹ;1面、羽球;6面 ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室(ｴｱﾛﾊﾞｲｸ他) 1階会議室 2階体育室;2カ所	火～土 9～21時 日・祝 9～17時	毎週月曜 12/30～1/5まで	通年	33,148人	32,669人	▲ 479人
山手体育館	静内山手町2丁目9番1号	TEL 42-0076 FAX兼	S57	アリーナ～ﾊﾞﾚｰ;2面、バスケ;1面、羽球;6面 2階多目的ギャラリー	火～土 9～21時 日・祝 9～17時	毎週月曜 12/30～1/5まで	通年	27,282人	27,311人	29人
静内温水プール	静内古川町1丁目1番4号	TEL 42-6322	H6	25m×10コース （内3コース可動床） 幼児プール、ジャグジー、採暖室 2階会議室	4～12月 13時～20時30分 ※6～9月は10時～20時30分	毎週月曜 （町内小・中学校の夏休み期間を除く）	4/15～12/15	19,842人	18,445人	▲ 1,397人
静内武道館	静内古川町1丁目1番5号	TEL 42-7196	S51	柔道場；1面、剣道場；1面 会議室	火～土 9時～21時 日・祝 9時～17時	毎週月曜 12/30～1/5まで	通年	6,599人	7,118人	519人
静内弓道場	静内古川町1丁目1番5号	TEL 42-7196	S63	近的：5射場	火～土 9時～21時 日・祝 9時～17時	毎週月曜 12/30～1/5まで	通年	12人	52人	40人
豊畑体育館	静内豊畑171番地5	TEL 46-2853	S54	アリーナ～ バレーボール；1面 バドミントン；2面	火～土 9時～21時 日・祝 9時～17時	毎週月曜 12/30～1/5まで	通年	2,258人	2,571人	313人
静内洋弓場	静内清水丘98番地		S55	90m級射場	火～土 9時～21時 日・祝 9時～17時	毎週月曜 12/30～1/5まで	通年	64人	58人	▲ 6人

教育委員会所管の施設概要（社会教育・社会体育関係施設）

（平成30年3月31日現在）

施設名	所在地（新ひだか町）	電話・ﾌｧｯｸｽ番号	設置年度	施設概要	開館時間	休館日	開設期間	利用状況		
								２８年度	２９年度	比較
静内屋外ゲートボール場	静内浦和110番地1		S58	総面積　4,366㎡ 3面	火～土 9時～21時 日・祝 9時～17時	毎週月曜 12/30～1/5まで	通年	460人	人	▲ 460人
静内屋内ゲートボール場 (H19より休止)	静内浦和110番地1		H3	総面積　1,171㎡ 2面	火～土 9時～21時 日・祝 9時～17時	毎週月曜 12/30～1/5まで	通年	－	－	－
静内川左岸緑地公園野球場	静内川左岸河川敷地		S63	総面積　10,000㎡ 左右両翼90m 中堅110m	5時～19時	なし	通年	1,559人	1,416人	▲ 143人
静内川左岸緑地公園ソフトボール場	静内川左岸河川敷地		S63	総面積　14,800㎡ 2面；左右両翼68,58m	5時～19時	なし	通年	1,314人	1,780人	466人
静内川左岸緑地公園運動広場	静内川左岸河川敷地		S62	総面積　12,000㎡ （ソフトボール・サッカー他）	5時～19時	なし	通年	3,363人	2,905人	▲ 458人
静内川左岸緑地公園サッカー場	静内川左岸河川敷地		H1	総面積　12,000㎡　天然芝 一般；1面（少年；2面）	5時～19時	なし	通年	7,828人	9,209人	1,381人
静内川右岸緑地公園スケートリンク場	静内川右岸河川敷地	TEL 42-5913 開設期間のみ	H3	1周；400m 中リンク 夜間照明	9時～20時 30分	なし	12月から 翌年2月	4,732人	4,595人	▲ 137人
静内川右岸緑地公園テニスコート	静内川右岸河川敷地		H4	総面積　7,200㎡ グリーンサンド；5面 砂入り人工芝；5面（H23改修）	5時～19時	なし	通年	4,126人	4,849人	723人
静内川右岸緑地公園ゲートボール場	静内川右岸河川敷地		H2	総面積　5,940㎡ グリーンサンド；10面	5時～19時	なし	通年	692人	755人	63人
静内川右岸緑地公園パークゴルフ場	静内川右岸河川敷地	TEL 42-5913 開設期間のみ	H3 H4	はくちょうコース 18ホール、894m うぐいすコース 18ホール、995m	4～8月 6時30分～ 19時 9月～ 6時30分～ 17時30分	なし	4月中旬 ～11/23	26,325人	27,501人	1,176人
静内古川公園野球場	静内古川町1丁目		H2	総面積　12,000㎡ 左右両翼90m 中堅110m 夜間照明	5時～21時	なし	通年	5,332人	4,684人	▲ 648人
ライディングヒルズ静内	静内真歌7番1外	TEL 42-1131 FAX兼	H13	覆馬場：1、角馬場：1、丸馬場：2、厩舎、乗馬運動場、馬糞置場等　乗用馬15頭	火～土 10時～17時 日・祝 10時～ 16時30分	毎週月曜日(その日が祝日の場合はその翌日以後で最も近い祝日でない日)、12/30～1/6	通年	6,480人	6,967人	487人
三石スポーツセンター (H26.1.14再開)	三石東蓬莱10番地1	TEL 33-2744 FAX兼	S48	アリーナ～ﾊﾞﾚｰ;2面、バスケ;1面、羽球;6面 小体育室;1箇所 宿泊可(和室・研修室・食堂)	火～土 9～21時 日・祝 9～17時	毎週月曜 12/30～1/5まで	通年	11,079人	9,466人	▲ 1,613人
三石テニスコート	三石東蓬莱10番地1		H15	全天候型コート；１面 練習ボード；１ヶ所 夜間照明	9時～21時	なし	４月～ 11月	12人	12人	人
三石旭ヶ丘運動広場	三石旭町167番地1		S58	総面積　10,000㎡ 野球場；1面	5時～19時	なし	４月～ 11月	1,738人	1,441人	▲ 297人

教育委員会所管の施設概要（社会教育・社会体育関係施設）

（平成30年3月31日現在）

施設名	所在地（新ひだか町）	電話・ファックス番号	設置年度	施設概要	開館時間	休館日	開設期間	利用状況		
								２８年度	２９年度	比較
三石緑ヶ丘運動公園公園球場	三石本町221番地1		S62	総面積　10,029㎡ 左右両翼87m 中堅110m 夜間照明	5時～21時	なし	４月～11月	2,532人	1,760人	▲ 772人
本桐スケートリンク（H23設置）	三石本桐752番地1		H23	1周　180m 夜間照明	9時～正午 13時～19時	なし	1月中旬から2月中旬	655人	889人	234人
新ひだか町学校給食センター	静内山手町1丁目7番1号	TEL 42-0161 FAX 42-8870	S42 H13移転新築	鉄骨造平屋建 敷地面積：5,635.37㎡ 建物面積：1,814.60㎡ 週5回（米飯3回、パン・麺類各1回）　配送車両4台	8時～16時45分	土・日・祝祭日 学校長期休業日	通年	1,817人	1,781人	▲ 36人
新ひだか町総合町民センター	三石本町212番地	TEL 33-2222 FAX 33-2119	H29	構造：鉄筋コンクリート造3階建 床面積：4,199.164㎡ （三石総合支所：1,214.556㎡ 社会教育課：2,646.695㎡ 図書館三石分館：337.913㎡） はまなすホール、和洋室、シアタールーム、楽屋、パントリー、プレイルーム、展示スペース、ふれあいロビー、会議室、研修室、親子観劇室・多目的室	9時～22時	年末年始 (12/31～1/5)	通年	—	9,976人	9,976人

教育委員会事務局組織図

（平成29年4月1日現在）

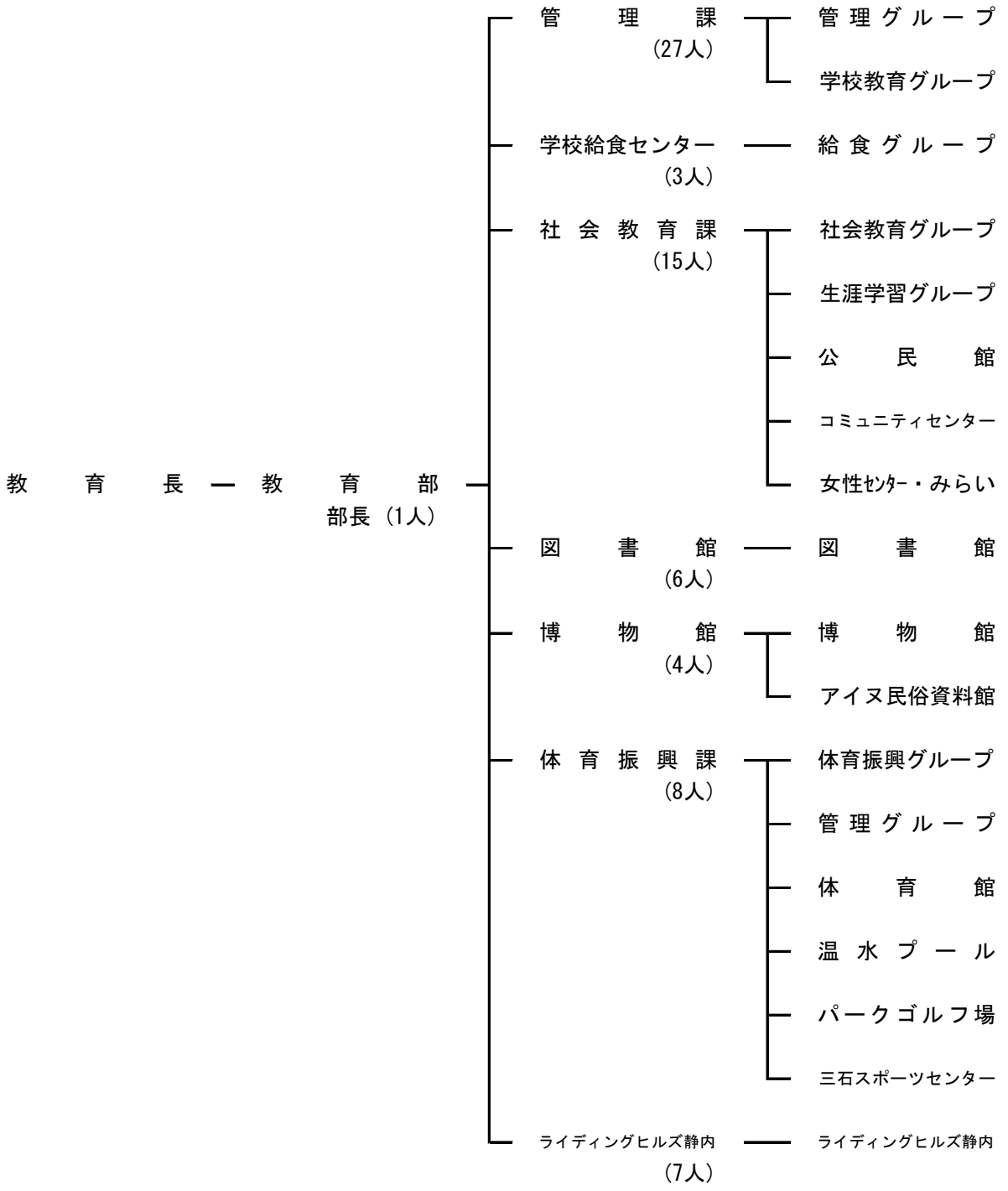

（合計　71人）

平成29年度事業教育行政評価の経過

日　時	場　所	項　目	内　容　等
平成30年 7月 4日	公民館2階研修室	教育部（内部）評価（第1回）	個別事業評価 （教育部長ヒアリング）
平成30年 7月11日	公民館1階教育長室	教育部（内部）評価（第2回）	個別事業評価・全体評価 （教育長ヒアリング）
平成30年 7月13日	公民館1階教育長室	教育部（内部）評価（第3回）	個別事業評価・全体評価 （教育長ヒアリング）
平成30年 7月23日	公民館1階集会室	教育行政評価委員会 （第1回全体会議）	教育行政評価制度の概要説明等
	公民館1階集会室	教育行政評価委員会 （学校教育部会）	個別事業評価
	公民館1階遊戯室	教育行政評価委員会 （社会教育部会）	個別事業評価
平成30年 8月 6日	公民館1階集会室	教育行政評価委員会 （第2回全体会議）	全体評価等

○新ひだか町教育行政評価委員会規則

平成 22 年 2 月 22 日　教委規則第 2 号
改正　平成 23 年 8 月 29 日　教委規則第 4 号
平成 26 年 3 月 25 日　教委規則第 3 号
平成 27 年 3 月 25 日　教委規則第 6 号
平成 30 年 3 月 26 日　教委規則第 3 号

（設置）

第 1 条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、教育行政評価（同条第 1 項に基づき、新ひだか町教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことをいう。以下同じ。）について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、新ひだか町教育行政評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（所掌事務等）

第 2 条　評価委員会は、教育委員会からの諮問に応じ、教育行政評価の内容について、必要な点検及び評価を行うものとする。

2　評価委員会は、前項の規定に基づき教育行政評価の点検及び評価を行ったときは、その結果を教育委員会に通知するものとする。

3　教育委員会は、前項の規定により評価委員会から通知を受けたときは、その結果を尊重し、教育行政評価に反映させなければならない。

（組織）

第 3 条　評価委員会は、評価委員 10 名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 新ひだか町校長会に属する者
(2) 新ひだか町教頭会に属する者
(3) 新ひだか町学校評議員
(4) 新ひだか町社会教育委員
(5) 新ひだか町文化財保護審議会委員
(6) 新ひだか町スポーツ推進委員
(7) 新ひだか町学校給食センター運営委員会委員
(8) 教育行政に関心のある町民
(9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めた者

2　評価委員会に委員長及び副委員長を置き、評価委員の互選によって選出する。

3　委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委嘱期間）

第 4 条　評価委員の委嘱期間は、2 年とする。ただし、評価委員に欠員が生じた場合における補欠委員の委嘱期間については、前任者の残委嘱期間とする。

2　評価委員については、再任を妨げない。

（会議）

第５条　評価委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開かれる会議については、教育長が招集するものとする。

２　評価委員会は、評価委員の３分の２以上の出席がなければ、これを開くことができないものとする。

３　委員長は、必要があると認めるときは、評価委員会の会議に評価委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　評価委員会の庶務は、管理課において処理する。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 23 年８月 29 日教委規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 25 日教委規則第３号）

この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年３月 25 日教委規則第６号）

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 26 日教委規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

（委員に関する経過措置）

２　この規則の施行の際、現に委嘱されている委員については、前項の規定にかかわらず、当該委員としての委嘱期間中に限り、なお従前の例による。

新ひだか町教育行政評価委員会委員名簿

氏　名	所　　属	所属部会 （学校教育部会・社会教育部会）	摘　　要
中　村　　等	新ひだか町校長会	学校教育部会	副委員長 （学校教育部会長）
鈴　木　眞　一	新ひだか町教頭会	社会教育部会	
長　田　　学	新ひだか学校評議員 （山手小学校）	学校教育部会	
廣　島　和　久	新ひだか学校評議員 （三石中学校）	学校教育部会	
市　毛　　満	新ひだか社会教育委員	社会教育部会	委員長
可　知　裕　幸	新ひだか文化財保護審議会委員	社会教育部会	副委員長 （社会教育部会長）
蜂　屋　広　髙	新ひだかスポーツ推進委員	社会教育部会	
小　西　昭　徳	新ひだか学校給食センター運営委員会委員	学校教育部会	
中　村　ト　ク	公募委員	学校教育部会	
下屋敷　淑　恵	公募委員	社会教育部会	

任期　：　平成３０年７月１日から平成３２年６月３０日まで